

兵庫大学・兵庫大学短期大学部内部質保証方針及び実施体制

令和2年4月1日

令和4年4月1日改定

令和4年8月3日改訂

兵庫大学学則第2条、兵庫大学大学院学則第2条及び兵庫大学短期大学部学則第2条に定める目的を達成するために、兵庫大学、兵庫大学大学院及び兵庫大学短期大学部（以下、「本学」という。）における使命・目的及び教育目的の実現に向けて、内部質保証を恒常的に機能させることを目的として、本方針及び実施体制を定める。

加えて、認証評価などの外部評価結果を踏まえ、本学全体の改善に繋げる仕組みとして、内部質保証を機能させる。

1. 内部質保証の方針

建学の精神、教育研究活動等の目的、各種方針等に基づいて、教育研究活動その他本学の諸活動を自己点検・評価したうえで、その結果を検証して改善に結びつけることにより、教育研究の質を継続的に向上（PDCA サイクル）させる。

また、改善活動を実質化するとともに、PDCA サイクルの適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究活動の組織的・継続的な改善に結びつける。

2. 基本的な考え方

本学の内部質保証は、公益財団法人日本高等教育評価機構（J I H E E）が定める「評価の基本的な方針」を踏まえ、実施する。

- (1) 自主的・自律的な内部質保証の機能
- (2) 教育活動を中心とした大学の総合的な状況の評価
- (3) 大学の個性・特色についての評価
- (4) 大学の教育研究活動等の改革改善に資する評価

3. 実施体制

(組織)

内部質保証の客観性及び妥当性の担保、PDCA サイクル機能の適切化の観点から、内部質保証を推進するための組織を置く。

①大学質保証委員会

本学の内部質保証を推進し、本学の教育研究等に係る適切な水準の維持及びその充実を図るため、大学質保証委員会（以下、「質保証委員会」という。）を設置する。質保証委員会は、本方針に基づく自己点検・評価の基本方針の策定、自己点検・評価の点検及び調

整、自己点検・評価結果に基づく改善指示及び監理、自己点検・評価結果等の公表を担う。

②自己点検・評価委員会

質保証委員会の活動を推進するために、質保証委員会のもとに自己点検・評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置する。評価委員会は、自己点検・評価の実施計画の策定、自己点検・評価の促進及び啓発、自己点検・評価の点検結果の取りまとめを行い、大学質保証委員会に対し報告を行う。

（実施の流れ）

- ①学長は、内部質保証において、自己点検・評価の実施及び取りまとめ、改善事項の指示及び改善活動結果の確認、評価結果の公表及びPDCAサイクルの検証に係る最高責任者として、内部質保証システムの推進に責任を負う。
- ②質保証委員会は自己点検・評価の基本方針の策定、自己点検・評価の実施について企画、精査し、評価委員会に自己点検・評価の実施を指示する。
- ③評価委員会は、質保証委員会の指示に基づき、自己点検・評価の実施計画、項目を策定し、各学部その他の組織（以下、「各組織」という。）へ自己点検・評価を指示する。
- ④各組織は、評価委員会の指示に基づき、自己点検・評価書を作成し、評価委員会に提出する。
- ⑤評価委員会は、各組織の自己点検・評価の結果を踏まえ、全学的観点から自己点検・評価を行い、その結果を取りまとめ、改善措置の提言を付した上で質保証委員会に報告する。
- ⑥質保証委員会は、評価委員会による改善措置の提言が内部質保証の方針に基づいた内容であるかを検証し、改善が必要であると判断した場合は、各組織に対し期限を付した上で、改善活動を行うことを指示する（改善指示）。
- ⑦改善指示において、質保証委員会が全学的な観点から改革が必要であると判断したものについては、教育改革推進会議、研究推進会議、業務推進会議、地域連携推進会議（以下、「改善会議体」という。）に対し、改善事項の策定を指示する。
- ⑧改善会議体は、質保証委員会の指示を受け改善事項の策定を行い、各組織に対し全学的観点からの改善事項の指示を行う。
- ⑨改善会議体は、各組織に指示した改善事項の内容について、質保証委員会に報告する。
- ⑩質保証委員会は、各組織及び改善会議体に行った指示の内容を評価委員会に共有する。
- ⑪各組織は質保証委員会並びに改善会議体からの指示に対して改善活動を行い、その結果を各組織の長から評価委員会に報告する。
- ⑫評価委員会は、内部質保証の観点から質保証委員会並びに改善会議体の指示に基づいた改善活動が行われたかを検証の上、当該年度の自己点検・評価、改善結果の総括及び関係報告書等の公表についての意見を添えて、質保証委員会に報告する。

- ⑬質保証委員会は評価委員会から報告のあった当該年度の自己点検・評価及び改善結果の総括等への意見を踏まえ内容を精査し、その結果を大学運営会議へ上程する。
- ⑭学長は大学運営会議の議を経て、自己点検・評価及び改善結果の総括等の公表を決定し、本学公式サイト等において公表する。

以上